

II 山形県看護職員需給推計の策定

1 山形県看護職員需給推計

山形県看護職員需給推計については、次のとおり需要数及び供給数を見込みました。

(1) 需要数

需要数に関しては、前述「I 3 山形県看護職員需給推計策定の方法」及び後述の施設区分毎の「II 2 山形県看護職員需給推計策定概要」により推計しました。

その結果、令和7年（2025年）の需要数を、17,412人と見込みました。

(2) 供給数

供給数に関しては、前述「I 3 山形県看護職員需給推計策定の方法」及び後述「II 2 山形県看護職員需給推計策定概要」により策定しました。

その結果、令和7年（2025年）の供給数を、16,768人と見込みました。

以上、(1)及び(2)の結果、令和7年(2025年)は、需要数 17,412人に対し、供給数 16,768人と、644人の不足と見込みました。

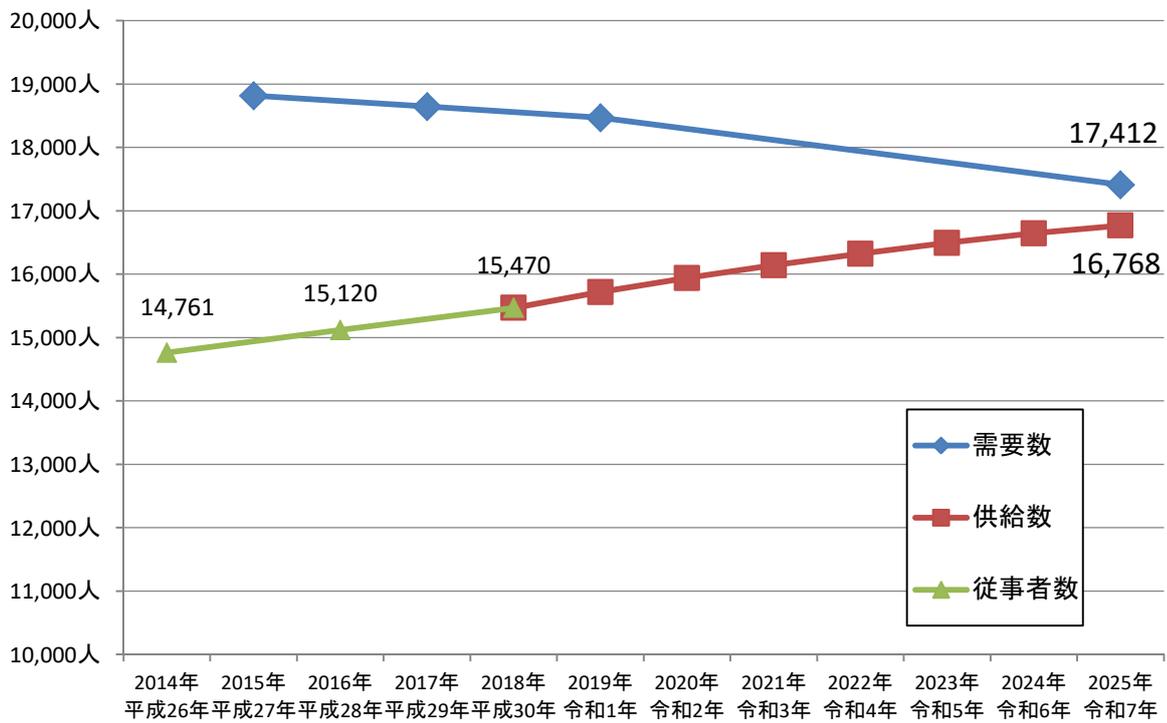
	令和7年（2025年）
需 要 数	17,412 人
供 給 数	16,768 人
差引(不足数)	644 人
充 足 率	96.3%

山形県看護職員需給推計

(単位：人)

	施設区分	令和7年 (2025年) 推計値				
			村山	最上	置賜	庄内
需要	病院・診療所	11,993	6,387	742	2,183	2,681
	一般病床及び療養病床	7,903	4,193	487	1,487	1,738
	精神病床	1,150	727	59	151	213
	無床診療所	2,940	1,467	197	545	730
	訪問看護事業所	912	477	45	199	191
	介護保険サービス	2,777	1,292	218	498	769
	介護老人保健施設	664	368	32	91	172
	介護老人福祉施設	842	392	95	167	189
	居宅サービス事業所等	1,003	404	70	188	340
	居宅介護支援事業所	52	23	4	9	15
	その他の 介護保険施設等	174	73	17	34	50
	介護医療院	43	31	0	9	3
	助産所	15	9	0	4	3
	社会福祉施設	700	221	27	197	256
	保健所	124	81	9	17	16
	県・市町村	477	189	62	98	128
	事業所	95	73	0	7	14
	看護師等学校養成所	157	120	0	11	25
	その他	163	132	3	19	9
		合計	17,412	8,980	1,106	3,233
供給		16,768				
需要－供給		644				

看護職員数推移と山形県看護職員需給推計



※ 需要数の2015～2019年については、2025年の需要数を算出した方法で、一般病床及び療養病床の病床数を実績に置きかえて算出したもの。(勤務環境改善に伴う需要増は加味していない)

※ 2014～2018年の従事者数は、衛生行政報告例(厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室)による。

2 山形県看護職員需給推計策定概要

(1) 国（厚生労働省）における看護職員需給推計について

国では、看護職員の需給見通しを看護職員確保の基本的な資料として、概ね5年ごとにこれまで7回（第7次看護職員需給見通し：平成23～27年度）にわたり、病院等への全数調査により把握した数字を積み上げる方法により策定してきました。その後、地域医療構想や医師の需給推計方法との整合性を確保する観点から、「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会」において、従来の積み上げ方式ではない推計方法が検討・策定されました。その需給推計方法により、各都道府県において令和7年（2025年）における需給推計を試算し、国がその推計値を集約することにより、令和元年11月、「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ」として、新たな看護職員需給推計が公表されました。

① 推計時点

第7次医療計画（地域医療構想を含む）や第7期介護保険事業計画等が看護職員の需給見通しに与える影響等を加味し、令和7年（2025年）における看護職員の需給推計が行われました。

② 需要推計の基本方法

下記計算式を基本に推計されています。

医療需要あたり 看護職員数 (※1)【全国平均】	×	令和7年 (2025年)の 医療需要(※2)	=	令和7年 (2025年)の 看護職員の需要数
--------------------------------	---	------------------------------	---	------------------------------

※1 現在の医療需要（病床数、患者数等）と現在の看護職員数により算出（全国平均値）

※2 地域医療構想における病床必要量、介護保険事業計画における利用者見込み等

③ 需要推計に盛り込む事項

今後想定される、短時間勤務者の増加及びワーク・ライフ・バランスの実現を前提に、看護職員の労働環境の変化に対応して幅を持たせた3つのパターンで推計値が算出されています。

	シナリオ①	シナリオ②	シナリオ③
超過勤務	10時間以内/月	10時間以内/月	0時間/月
有給休暇	5日以上/年	10日以上/年	20日以上/年

シナリオ①：就業中の全ての看護職員において、1ヶ月における超過勤務時間が10時間以内、1年あたりの有給取得5日以上が達成された場合

シナリオ②：就業中の全ての看護職員において、1ヶ月における超過勤務時間が10時間以内、1年あたりの有給取得10日以上が達成された場合

シナリオ③：就業中の全ての看護職員において、1ヶ月における超過勤務時間なし、1年あたりの有給取得20日以上が達成された場合

④ 供給推計の基本方法

下記計算式により求められた数値を、令和7年（2025年）まで積み上げた推計値と、平成29年における看護職員就業者数（厚生労働省医政局看護課調べ）を基に直近3ヶ年分の伸び率（指数平滑法）を乗じて得られる令和7年（2025年）の推計値が算出され、幅を持たせて推計されています。

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の看護} \\ \hline \text{職員数 (※1)} \\ \hline \end{array} \right] + \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{新規就業者数} \\ \hline \text{(※2)} \\ \hline \end{array} \right] + \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{再就業者数} \\ \hline \text{(※3)} \\ \hline \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{1 - 離職率} \\ \hline \text{(※4)} \\ \hline \end{array} \right]$$

- ※1 平成28年末における看護職員就業者数（厚生労働省医政局看護課調べ）
- ※2 「平成29年看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査（厚生労働省医政局看護課）」による
- ※3 衛生行政報告例（厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室）における平成28年12月末現在の従事期間別の看護職員数を用いる。ただし、各都道府県で需給推計を行う際に、都道府県で再就業者数に関する既存調査があれば、その活用も可能。また、看護師等免許保持者の届出制度（平成27年10月施行）を活用した都道府県ナースセンターによる復職支援機能の強化の効果について、一定の仮定（令和7年（2025年）までに再就業者数が一定程度増加すると仮定）を置いて推計
- ※4 常勤看護職員について、総退職者数（定年退職を含む）が平均職員数に占める割合を用いる。また、看護職員を含む医療従事者の勤務環境改善の仕組み（平成26年10月施行）を通じた定着促進・離職防止の効果について、各都道府県が実態を踏まえて離職率の改善を設定し、推計

⑤ 国における看護職員需給推計での山形県推計値

上記推計方法により、山形県の需給推計値は下記のとおり算出されました。

（単位：人）

	供給推計 (都道府県報告)	供給推計 (指数平滑法)	需要推計			需要推計①～③と 供給推計（都道府県報告）の差		
			シナリオ①	シナリオ②	シナリオ③	シナリオ①	シナリオ②	シナリオ③
山形県	17,694	17,510	16,511	16,660	17,733	▲1,183	▲1,034	39
(参考) 全国	1,746,664	1,819,466	1,880,682	1,897,561	2,019,773	134,018	150,897	273,109

(2) 山形県看護職員需給推計について

国における需給推計方法では、積算にあたっての係数に全国値が用いられている等、本県の実情を正しく反映していないものとなっています。そのため、国から示された推計方法を基本としながらも、可能な限り本県の実態に即した係数に補正した、山形県独自の看護職員需給推計を行うこととしました。

具体的には、需要推計の積算係数である「医療需要あたり看護職員数」に全国共通の係数（全国平均）が使用されていることから、本県の実態に即した山形県版係数（県平均）に置き換えた上で、看護職員が不足している現在の状況の看護職員数が係数の算出に用いられていることを踏まえ、実態調査で把握した現在の看護職員欠員数を係

数に反映しました。

① 需要推計（病院、診療所、訪問看護ステーション、介護保険事業所等）

国における需給推計方法を基本としながら、医療需要あたり看護職員数を県独自に算出し、推計しました。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|}
 \hline
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 医療需要あたり
看護職員数
(※1)【県平均】
 \end{array}
 & + &
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 医療需要あたり
看護職員数
(※2)【欠員等】
 \end{array}
 & \times &
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 令和7年
(2025年)の
医療需要(※3)
 \end{array}
 & = &
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 令和7年
(2025年)の
看護職員の需要数
 \end{array}
 \\
 \hline
 \end{array}$$

※1 山形県における現在の医療需要（病床数、患者数等）と現在の看護職員数により算出

※2 各医療機関への実態調査により把握した現在の欠員状況を反映

※3 地域医療構想における病床必要量、介護保険事業計画における利用者見込み等

② 需要推計（助産所、社会福祉施設、保健所、県・市町村、看護師等学校養成所）

実態調査における各事業所の配置計画に基づき推計しました。

（国における需要推計値から変更なし）

③ 需要推計（事業所、その他）

平成22年から平成30年の衛生行政報告例（厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室）における県内看護職員就業者数における伸び率により推計しました。

（国における需要推計値から変更なし）

④ 需要推計（共通事項）

看護職員の働き方が多様化している中、今後、短時間勤務者の増加が想定されるほか、ワーク・ライフ・バランスが進むことを想定（※1）し、推計に組み込みました。

※1 全国の病院を対象とした厚生労働省の調査（H29）において、看護職員全体の平均超過勤務が10.3時間/月、平均有給取得が10.3日/年であること、実態調査における県内病院のH30年度の超過勤務が4.5時間/月、平均有給取得が9.7日/年であること、働き方改革関連法により令和元年度から年5日の有給取得が義務となったことから、国で示すシナリオ②を山形県の需要推計では用いた

（シナリオ②：就業中の全ての看護職員において、1ヶ月における超過勤務時間が10時間以内、1年あたりの有給取得10日以上が達成された場合）

⑤ 供給推計

国における供給推計方法を基本としながら、積算に用いる数字を最新のものに置き換えた下記計算式により求められた数値を、令和7年（2025年）まで積み上げて推計しました。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|}
 \hline
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 前年の看護
職員数(※1)
 \end{array}
 & + &
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 新規就業者数
(※2)
 \end{array}
 & + &
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 再就業者数
(※3)
 \end{array}
 & \times &
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 1 - 離職率
(※4)
 \end{array}
 \\
 \hline
 \end{array}$$

- ※1 衛生行政報告例（厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室）における平成 30 年 12 月末現在の看護職員数を計算の基礎として使用
- ※2 これまでの県内出生数に占める県内新規就業者数の割合と県内出生数の推移から推計
- ※3 衛生行政報告例（厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室）における平成 30 年 12 月末現在の従事期間 1 年未満の再就業者数及び転職者数の合計数を使用
- ※4 山形県看護協会「山形県内病院における平成 30 年度看護職就業状況及び勤務環境調査」における正規看護職員離職率を使用。

⑥ 山形県看護職員需給推計での推計値

上記推計方法により、山形県独自に行った需給推計値は下記のとおり算出しました。

(単位：人)

	供給推計	需要推計			需要推計①～③と供給推計の差		
		シナリオ①	シナリオ②	シナリオ③	シナリオ①	シナリオ②	シナリオ③
山形県	16,768	17,257	17,412	18,533	489	644	1,765

3 山形県看護職員需給推計策定経過

(1) 山形県看護職員需給推計策定経過

年 月	内 容
令和元年6月26日(水)	令和元年度第1回山形県看護師等確保推進会議 《協議事項》 (1)「看護職員需給推計の策定」について (2)「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」の見直しについて 《場所》山形県庁
令和元年7月8日(月)	実態調査の依頼（依頼先：助産所、社会福祉施設、保健所、市町村、看護師等学校養成所） 「山形県看護職員需給推計の策定に係る実態調査について」
令和元年7月18日(木)	上記依頼提出期限
令和元年7月22日(月)	実態調査の依頼（依頼先：病院、診療所、介護保険施設） 「山形県看護職員需給推計の策定に係る実態調査について」
令和元年8月9日(金)	上記依頼提出期限
令和元年10月29日(火)	令和元年度第2回山形県看護師等確保推進会議 《協議事項》 (1)山形県看護職員需給推計について (2)「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」の取組状況と課題等について (3)「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」の見直しの方向性について 《場所》山形県自治会館
令和2年2月12日(水)	令和元年度第3回山形県看護師等確保推進会議開催 《協議事項》 (1)山形県看護職員需給推計について (2)「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」の見直しについて 《場所》あこや会館

※ 国においては、令和7年（2025年）における看護職員の需給推計について、令和元年11月18日に「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ」として公表している。

(2) 山形県看護師等確保推進会議委員名簿

(令和元年10月1日～) (敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 名
○ 齋藤 貴史	山形大学医学部 副学部長(兼)看護学科長
佐藤 慎哉	山形大学医学部医学科 教授
進藤 真由美	山形大学医学部看護学科 助教
遠藤 恵子	山形県立保健医療大学 看護学科長
沖 律子	国立病院機構山形病院附属看護学校 教育主事
高橋 紀恵子	山形市立病院済生館高等看護学院 教務主任
那須 景子	山形厚生看護学校 副学校長
笹原 真理子	篠田看護専門学校 教務主任
齋藤 郁子	三友堂看護専門学校 副学校長
白峯 ゆみ	鶴岡市立荘内看護専門学校 教務主査
草刈 妙	酒田市立酒田看護専門学校 副学校長
武田 美代子	山形県立山辺高等学校看護学科 主任
斉藤 律子	山形大学医学部附属病院 看護部長
永澤 直子	山形県立中央病院 副院長(兼)看護部長
井上 典子	町立真室川病院 総看護師長
吉岡 良子	公立置賜総合病院 副院長(兼)看護部長
中村 美穂	日本海総合病院 副院長(兼)看護部長
小玉 三正	二本松会かみのやま病院 看護部長
井上 栄子	山形県看護協会 会長
三條 典男	山形県医師会 常任理事
浦山 一豊	山形県社会保険労務士会 会長
八子 理子	山形労働局 雇用環境・均等室長
阿彦 忠之	山形県健康福祉部 医療統括監
堀井 洋幸	山形県病院事業局 県立病院課長
片桐 寛英	山形県教育庁 高校教育課長

※ ○ : 座長